

# 水産政策委員会運営規程

(委員会の運営)

第 1 条 本委員会は、公益社団法人 日本水産学会委員会等設置規程第 2 条、第 1 6 条及び第 1 9 条に拠り運営する。  
(委員長及び副委員長等)

第 2 条 本委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長の選出は、委員会等設置規程第 2 条第 3 項の規定に拠る。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期は引続き 4 年を超えることはできない。副委員長の任期は委員の任期に準じることとする。なお、委員長については委員会等設置規程第 2 条第 3 項の規定に従って理事会で選出されることから、本規程内では任期に関する特段の規定は設けない。なお、任期の計算にあたっては、委員、副委員長、委員長の任期の期間はそれぞれ別のものとみなす。

(委員長の職務)

第 3 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

2 委員長は、議事録を委員全員に配布する。

3 委員長は、審議の結果を水産政策担当理事に報告する。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、年 2 回(春・秋)定期的に開くほか、必要に応じ随時開催する。なお、書面による審議をもって委員会の開催に代えることができる。

(委員会の審議事項)

第 5 条 会長あるいは理事会の諮問に対応して各種の提言案を作成し、理事会に答申する。

2 前項の理事会に対する答申以外に、理事会の承認を得て、委員会あるいは委員長名で水産業・水産学に関する政策についての提言を行うことができる。

3 前 2 項の提言等の作成に必要な場合、水産業・水産学に関する政策についてのシンポジウム、講演会・勉強会等を企画し、開催することができる。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(平成 2 5 年 6 月 8 日 一部改正)

(平成 2 7 年 2 月 2 8 日 一部改正)

(平成 2 8 年 3 月 1 3 日 一部改正)

(平成 2 8 年 1 2 月 1 0 日 一部改正)

(平成 2 9 年 9 月 2 1 日 一部改正)